

倉吉市上下水道局企業管理規程第3号

倉吉市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月22日

倉吉市長 広田 一恭

倉吉市水道事業給水条例施行規程の一部を改正する規程

第1条 倉吉市水道事業給水条例施行規程（昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、倉吉市水道事業給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「条例」という。）<u>第42条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給水装置工事の申込み等)</p> <p>第4条 略</p> <p><u>2 条例第10条第1項ただし書の管理者が定める給水装置工事は、漏水等の修繕とする。</u></p> <p><u>3 条例第10条第3項の規定による報告は、漏水等修繕報告書（様式第3号の3）によるものとする。</u></p> <p>第6条 <u>削除</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、倉吉市水道事業給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「条例」という。）<u>第43条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(給水装置の新設等の申込み)</p> <p>第4条 略</p> <p>(給水装置工事の取消等)</p> <p>第6条 <u>第4条に規定する申込者が、工事の設計を変更し、又は申込みの取消しをしようとするときは、直ちに管理者に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する設計の変更又は申込みの取消しにより生じた損害については、申込者にその損害を賠償させることができる。</u></p>

第2条 倉吉市水道事業給水条例施行規程の一部を次のように改正する。
様式第3号の2の次に次の1様式を加える。

漏水等修繕報告書

年 月 日

(宛先)

倉吉市長

指定給水装置工事事業者

主任技術者

連絡先

次のとおり、給水装置の漏水等修繕を行いましたので、報告します。

修繕完了年月日	年 月 日		
給水装置所在地	倉吉市		
水道使用者等氏名			
量水器呼び径・番号	mm	—	修繕後の量水器指針 m ³
漏水等の原因			
主な修繕材料			
添付書類	<input type="checkbox"/> 修繕状況写真 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
修繕箇所略図	※略図には、方位、建物の外郭、隣接する道路、量水器、既設配管想定位置、修繕箇所（赤色実線）及び漏水箇所（赤色×）を記載してください。		

附 則

この規程は、令和8年1月1日から施行し、同日以後に着手する給水装置工事について適用する。